

福岡県公報

令和2年3月24日
第 88 号

目次

告 示 (第270号 - 第284号)

- 救急病院の認定 (医療指導課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2
 - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
 - 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) 4
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 4
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 5
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 6
 - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 6
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 6
 - 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
- ### 公 告
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
 - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出

- 宅地建物取引業者の事務所の不確知 (中小企業振興課) 8
 - 落札者等の公示 (建築指導課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (総務事務厚生課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
 - 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込手続の変更について (建築指導課) 10
 - 基本測量の実施 (県土整備総務課) 10
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) 10
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) 10
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) 11
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) 11
- ### 再 掲
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの個人の事業税の申告期限の延長 (税務課) 11

告 示

福岡県告示第270号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
福岡山王病院	福岡市早良区百道浜3-6-45	令和2年3月1日から 令和5年2月28日まで

医療法人井上会篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	令和2年3月16日から 令和5年3月15日まで
医療法人かつき会香月病院	朝倉市下浦715	
聖マリア病院	久留米市津福本町422	
医療法人楠病院	久留米市日吉町115	
田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	
富田病院	久留米市城島町四郎丸261	
医療法人社団高邦会高木病院	大川市大字酒見141-11	
公立八女総合病院	八女市高塚540-2	

福岡県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚 県道	豆 田 築 線 稲 築 線		前	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで	11.8 ～ 34.6	782.2
			後	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで	11.8 ～ 34.6	782.2

福岡県告示第272号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 阿志岐2
- 2 区域の所在地 筑紫野市大字阿志岐
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
筑紫野市大字阿志岐	2501番5	1号
	2489番107	2号
	2489番62	3号
	2489番57	4号
	2489番2	5号
	2501番2	6号
	2500番1	7号
	2501番5	8号

福岡県告示第273号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 荒谷
- 2 区域の所在地 築上郡築上町大字上香楽
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標

柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
築上郡築上町大字上香楽	393番3	1号
	393番1	2号
	393番2	3号
	393番4地先道路敷	4号
	391番2号	5から7号まで、10号及び11号
	187番	8号及び9号
	393番4	12号

福岡県告示第274号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市嘉穂才田字クボタ243
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字クボタ243（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第275号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内306の19、401、402、1251、1291の1、1291の2、1690、1693
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第276号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字篠栗字郷ノ原9の2、197、201
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第277号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第284号）により指定した福岡農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 農業振興地域名
福岡地域
- 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面のとおり
（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	鳥 栖 朝 倉 線	前	小郡市福童435番2先から 小郡市上西鯉坂15番1先 まで	15.0 ～ 43.0	1,060.0
			前	小郡市福童1283番先から 小郡市上西鯉坂15番1先 まで	16.5 ～ 59.0	1,460.0
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市上西鯉坂15番1先 まで	15.0 ～ 43.0	1,060.0
			後	小郡市福童1283番先から 小郡市上西鯉坂15番1先 まで	15.0 ～ 59.0	1,460.0

福岡県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生457	ありあけクリニック	大牟田市船津町440-3	R2・2・1
直生162	医療法人 かわじり内科 医院	直方市湯野原二丁目8-4	R2・2・1
飯生337	パークシティクリニック	飯塚市枝国495-15	R1・11・28
宗遠生27	やまがたクリニック	遠賀郡岡垣町公園通り三丁目1-37	R2・1・1
粕生歯76	アロハ歯科 小児・矯正 歯科クリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木 192-1	R2・3・2
大野生歯 138	岸歯科クリニック	大野城市錦町二丁目5-3	R2・2・1
春生歯106	いくやま歯科クリニック	春日市宝町三丁目2-1	R2・1・25
直生歯89	白土歯科医院	直方市古町7-30	R2・2・1
嘉麻生歯 32	松原歯科医院	嘉麻市漆生1576	R2・2・1
宗遠生歯 9	せんだう町歯科	遠賀郡芦屋町船頭町7-9	R2・1・17
飯生薬177	キューピー薬局	飯塚市弁分220-9	R2・2・1
嘉麻生訪 12	社会保険稲築病院訪問看 護ステーション	嘉麻市口春744-1	H28・7・1

福岡県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む

。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
田地生145	原医院	田川郡大任町大字今任原2467-2	R2・2・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生412	医療法人幸親会 有明病 院	大牟田市船津町440-3	R2・1・31
直生153	かわじり内科医院	直方市湯野原二丁目8-4	R2・1・31
飯生277	医療法人恵謫 パークシ ティクリニック	飯塚市枝国495-15	R1・11・27
遠生157	やまがたクリニック	遠賀郡岡垣町公園通り三丁目1-37	R1・12・31
遠生170	遠賀眼科医院	遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目1-38	R2・1・31
大野生歯 52	かとう歯科医院	大野城市錦町二丁目5-3	R2・1・31
春生歯78	いくやま歯科クリニック	春日市宝町三丁目2-1	R2・1・24
直生歯76	白土歯科医院	直方市古町7-30	R2・1・31
嘉麻生歯 30	松原歯科医院	嘉麻市漆生1576	R2・1・31
大野生薬 77	おとがな薬局	大野城市乙金二丁目9-7	R1・12・31
朝倉生薬 52	フラワー薬局 西町店	朝倉市杷木寒水1-1	R2・1・31

直生薬83	タケシタ調剤薬局 直方店	直方市古町1-6	R2・2・3
飯生薬132	キューピー薬局	飯塚市弁分220-9	R2・1・31
嘉麻生訪3	社会保険稲築病院訪問看護ステーション	嘉麻市口春744-1	H28・6・30

福岡県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生薬145	タカラ薬局 久山店	久山薬局	糟屋郡久山町大字久原3152	R2・3・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北生歯66	蔵本歯科医院	糟屋郡篠栗町大字尾仲64-13	糟屋郡篠栗町中央四丁目1-33	R1・11・2
北生歯147	つつみ歯科医院	糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1057-1	糟屋郡須恵町大字須恵769-3	R1・11・1

福岡県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
直生マ37	庄野 敬二（新入鍼灸マッサージ）	直方市大字上新入2295	R2・1・10
筑生マ238	下川 真琴（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野201-11	R2・3・2
八女生柔40	高宮 貴之（可也の杜整骨院）	八女市大島112-1-1 八女STAR SQUARE NORTH 204	R2・2・13
糸島地生柔65	勝山 洋輔（整骨院 悠々）	糸島市志摩津和崎29-1 イオンスーパーセンター志摩内	R2・2・3
直生はき22	鹿野 文昭（からだすこやか治療院 直方店）	直方市大字頓野1890-1 ヴィラ宮ノ前老番館202号	R2・1・24
直生はき23	廣田 雅幸（からだすこやか治療院 直方店）	直方市大字頓野1890-1 ヴィラ宮ノ前老番館202号	R2・1・24
直生はき24	江藤 泰輔（からだすこやか治療院 直方店）	直方市大字頓野1890-1 ヴィラ宮ノ前老番館202号	R2・1・24
直生はき25	集地 香織（からだすこやか治療院 直方店）	直方市大字頓野1890-1 ヴィラ宮ノ前老番館202号	R2・1・24
直生はき26	相田 徳子（からだすこやか治療院 直方店）	直方市大字頓野1890-1 ヴィラ宮ノ前老番館202号	R2・1・24
直生はき27	庄野 敬二（新入鍼灸マッサージ）	直方市大字上新入2295	R2・1・10
像生はき21	吉田 智宏（神湊鍼灸院）	宗像市神湊904	R2・2・3

福岡県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田生柔72	福田 健志（さくら咲く整骨院 メルクス田川店）	田川市大字川宮1699-3	R2・3・31
田生柔76	山平 訓（さくら咲く整骨院 メルクス田川店）	田川市大字川宮1699-3	R2・3・31
糸島地生柔62	藤崎 登巳夫（整骨院 悠々）	糸島市志摩津和崎29-1 イオンスーパーセンター志摩内	R2・2・2
像生はき19	上田 朋之（神湊鍼灸院）	宗像市神湊904	R2・2・3

福岡県告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
福岡市東区奈多二丁目1903の8
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由

社会福祉施設用地とするため

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鞍手町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画下水道（令和2年2月13日鞍手町告示第5号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和2年3月4日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 久留米OMプラザ
 - 所在地 久留米市御井旗崎一丁目1220番1 外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

株式会社ミスターマックス
代表取締役社長 平野 能章
福岡市東区松田一丁目5番7号
他5社

株式会社ミスターマックス
代表取締役社長 平野 能章
福岡市東区松田一丁目5番7号
他2社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年3月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 久留米OMプラザ
(2) 所在地 久留米市御井旗崎一丁目1220番1 外

3 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ミスターマックス	午前10:00～午後8:00	午前10:00～午後8:00
株式会社マルキョウ	午前10:00～午後10:00	午前9:30～午後9:30
安丸幹俊	午前10:00～午後10:00	午前10:00～午後7:00

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9:30～午後10:30

(変更後) 午前9:00～午後10:00

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第18622号	青い鳥株式会社 代表取締役 木下 景雄	福岡市中央区警固3-6-1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品その3（備出18）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

- (2) 所在地

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和2年2月4日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名

株式会社三森屋

- (2) 住所

福岡市東区原田一丁目45番14号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4,675,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年1月7日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字鶴田字鞍尾874番1、874番3、878番1、878番6から878番8まで、885番6、885番7、887番1、887番3、887番4、891番及び893番1から893番3まで並びにこれらの水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市大字鶴田885番の6

株式会社ハシモト

代表取締役 橋本 安幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字西牟田字清徳浦6097番1、6097番3、6104番1、6104番3、6105番、

6106番、6106番2、6106番3、6107番、6108番1から6108番3まで、6109番1及び6109番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市大字西牟田6105番地

株式会社宝生倉庫

代表取締役 鐘ヶ江 貴光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字東野2409番19

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡255番地1

小郡市長 加地 良光

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（大川中部地区）	平成31年3月28日
農業用排水施設整備事業（大溝地区）	平成31年3月26日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩小金丸ヲトボ池2401番62及び2401番64
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市志摩小金丸2401番地56
社会福祉法人福岡愛育福祉会
理事長 大島 積

公告

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（令和2年3月3日福岡県公報第83号公告）により公告した、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込手続のうち受験申込みの受付期間を次のように変更する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受付場所における受験申込み

変更前	令和2年4月9日（木曜日）～同月13日（月曜日）
変更後	中止

- 2 インターネットによる受験申込み

変更なし	令和2年4月13日（月曜日）～同月20日（月曜日）
------	---------------------------

- 3 郵送による受験申込み

変更前	令和2年3月25日（水曜日）～同月31日（火曜日）
変更後	令和2年3月25日（水曜日）～同年4月13日（月曜日）

詳細については、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に問い合わせること。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県全域	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区西丸山町ほか	令和2年2月21日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条に

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区大里戸ノ上四丁目	令和2年2月21日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内	令和2年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により糸島市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

糸島市が保有する数値地形図データの更新（修正測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市全域	令和2年2月29日

再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第247号の2

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、個人の事業税に関する法令に基づく申告（年の途中において事業を廃止した場合を除く。）のうち、県内に個人の事務所又は事業所の所在地がある者に係るもので、申告期限が令和2年3月16日に到来するものについては、その申告期限を同年4月16日まで延長する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋